

未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則

—RDA 全体草案の完成—

古川 肇

目 次

- I. 序論
- II. セクション1：表現形および個別資料の属性の記録
- III. セクション2：著作および表現形の属性の記録、セクション3：個人・家族・団体の属性の記録
- IV. セクション5-9：[実体間の関連の記録]
- V. その他

RDA: Resources Description and Access（以下 RDA）の構築はいよいよ終盤を迎え、全体草案にして最終草案が 2008 年 11 月 17 日に公開された¹⁾。当初 2008 年 6-7 月に公開の予定だったが、同年 8 月、10 月、11 月第 1 週と遅延を重ねた末に実現した。その構成に関する限り 2007 年 12 月案²⁾と変わらない上、筆者は既に概要に関して紹介しているので³⁾、本稿では全体像は下にそれを掲げるにとどめる。

そして本文では、全体草案の諸セクションを、まず AACR2 の枠組みに準じて序論・記述・標目・関連に 4 大別し、次いで章ごとに内容をたどってゆくこととする。章によって論述の体裁が一樣でないことをお断りする。また、言及しなかったセクションや章があるが、それらについては、その旨を特に該当位置に記していない。

RDA 全体草案の構成

序 論（第0章）

セクション1：表現形および個別資料の属性の記録（第1-4章）

セクション2：著作および表現形の属性の記録（第5-7章）

セクション3：個人・家族・団体の属性の記録（第8-11章）

セクション4：概念・物・出来事・場所の属性の記録（第12-16章 第16章以外未完）

セクション5：著作・表現形・表現形・個別資料の間の主要な関連の記録（第17章）

セクション6：資料と個人・家族・団体との関連の記録（第18-22章）

セクション7：主題の関連の記録（第23章 未完）

セクション8：著作・表現形・表現形・個別資料の間の関連の記録（第24-28章）

セクション9：個人・家族・団体間の関連の記録（第29-32章）

セクション10：概念・物・出来事・場所の間の関連の記録（第33-37章 未完）

付 録

用語集

I. 序論

RDA 全体への序論である第 0 章は、今まで未発表で今回が初登場であるだけに注目されたが、その骨子は次のようである。

0.0 目的と範囲

- ・ RDA は、資料の発見 (resource discovery) を支援する、データの形成に関する指針および指示 (guidelines and instructions) を提供する。
- ・ 資料およびそれと結びついた実体の記述に RDA を使用して作成されたデータは、ユーザが FRBR と FRAD の挙げたタスクを実行するのを助けるために、設計されている。
- ・ RDA は、すべてのタイプのコンテンツと媒体を包括する規定を提供する。

0.1 主要な特徴

- ・ デジタル資料の組織化にも非デジタル資料の組織化にも対応する。
- ・ 新しいデータベース構造 (リレーショナル・データベースやオブジェクト指向データベースを指す) のために構成されたが、過去のデータベース構造とも互換性をもつ⁴⁾。
- ・ データの記録 (第 1-32 章) とデータの表現 (付録 D と E) の規定の間に、一線を画した。

0.3 RDA の基礎となる概念モデル

0.3.2 FRBR との連携

- ・ 著作、表現形、体現形、個別資料という実体にかかわる属性および関連を反映する。
- ・ 将来は拡張されることがある。
- ・ 資料の管理 (保存等) に関する属性および関連は、当面は範囲外。

0.3.3 FRAD との連携

- ・ 個人、家族、団体および場所という実体にかかわる属性および関連を反映する。
- ・ FRBR に含まれず、FRAD で定義されている著作の付加的属性も範囲とする。
- ・ 名称、識別子、統制形アクセスポイントおよび規則という実体に関係する属性は、選択的に範囲とする。
- ・ 将来は拡張されることがある。
- ・ 概念、物および出来事に関する属性および関連、統制形アクセスポイント間の関連、権利管理に関する属性および関連は、当面は範囲外。

0.4 記述とアクセスの目標 (objectives) と原則 (principles) — 「利用者のニーズへの対応」ほか 4 項目の目標と、「識別性」など 9 項目の原則から成る。

0.6 コア・エレメント (必須の要素) の一覧を提示する。

0.9 例示は ISBD 区切り記号なしで示されるが一部に使用。ほかに AACR の区切り記号や導入句として関連指示子 (付録 J を参照) を使用する。

0.10 国際化

- ・ RDA は国際的な環境で使われることを意図している。
- ・ 特定の要素 (リスト化) は情報源に現われる言語および文字によって転記する。ただし、記録できない文字の場合は翻字形で記録するか、翻字形を付加することを許容する。他

の要素は、作成機関が優先する言語および文字によって記録する。

- ・ 英語の名辞（例：*publisher not identified*）や同じく英語の統制語彙のリストについて、異なる言語または文字を使用するデータ作成機関は、これらを自らの優先する言語または文字に修正してよい。

II. セクション 1： 体现形および個別資料の属性の記録

このセクションに属する第 1-4 章のうち、第 3 章以外は 2005 年 12 月の案以来 2 回目、第 3 章は 2006 年 1 月、次いで 2007 年 3 月以来 3 回目の案である。

1. 第 1 章 体现形と個別資料の属性の記録に関する一般的指針

細目は次のようである。

1.0 Scope 1.1 Terminology 1.2 Functional Objectives and Principles 1.3 Core Elements
1.4 Language and Script 1.5 Type of Description 1.6 Changes Requiring a New Description
1.7 Transcription 1.8 Numbers Expressed as Numerals or as Words 1.9 Dates 1.10 Notes

リソース (resource) という語は、第 2-4 章では通常は体现形を指すが、個別資料を指すこともある。また個々の実体だけでなく、集合的実体 (aggregates) および実体の構成部分と読むべき箇所もある (1.1.2)。さらに第 19-22 章では著作・表現形・体现形・個別資料を指す (18.1.3)。そして巻末の用語定義 (Glossary) では、触知される (tangible) 実体も触知されない実体もあるとしている。

刊行形態 (mode of issuance) を次のように 4 区分した (1.1.3)。注目すべきは「継続資料 (continuing resource)」の概念は放棄されていることである。結局この概念は AACR2 2002 年版に登用されただけで終わった (早くも 2005 年 12 月案から見られない)。この原因は、更新資料に着目したヒロンズ (Hirons, Jean) たちが、これを専ら終期を予定しないものに限定し、逐次刊行物と一括りにしてしまったことにある、と言える。かつてこの誤謬を見抜けず無批判に紹介した筆者の不明をお詫びする。

- ・ resource issued as a single unit—single physical unit または single logical unit として刊行されたもの。logical unit は訳しにくい。ひとまず巻末の Glossary から引用するにとどめる。
“A constituent of an intangible resource, such as a digital file. Use of this term in RDA does not refer to the content of a resource, but is used to express the logical or reasoned shape and constituents of intangible resources.”
- ・ multipart monograph—複数の部分で完結またはその予定 (同時または一定期間継続)
- ・ 逐次刊行物—AACR2 2002 年版での定義とほぼ同じ。
- ・ 更新資料—期限が限定されているものといないものの双方を含む。

記述のタイプの規定は粒度を取り上げ注目される (1.5)。全体記述 (comprehensive description)、部分記述 (analytical d.)、階層的記述 (hierarchical d.) を挙げる。各々「リソースを全体として表す記述」(Glossary)、「より大きなリソースの一部を記述する記述」(同)、全体記述と部分記述を結合する記述である。NCR における「基礎レベル」あるいは「基礎

単位」に相当する概念がないのが難点である。

新たな記述が必要な変化は以下のとおりである (1.6)。**multipart monographs** は刊行形態・メディア種別の変化、逐次刊行物は刊行形態・メディア種別・本タイトル・責任性の変化、更新資料は刊行形態・メディア種別・台本の更新 (re-basing) の変化。

誤表示 (Inaccuracies) は、指示がない限り情報源に表わされているままに記録する。識別やアクセスにとって重要と思われるときは、誤表示を正す注記を記録する (1.7.9)。sic や i.e. は使用しない。訂正したタイトルは異形タイトルとする (2.3.6.1)。ただし、逐次刊行物と更新資料の本タイトルに関しては正確な形を記録し (2.3.1.4の例外規定。AACR2 2002年版を継承)、ありのままの形を注記する (2.20.2.4)。ページ数については、ありのままのページ数、that is、正しいページ数の順に記録する (3.4.5.5)。

2. 第2章 体現形と個別資料の識別

内容は次のように3部分より成る。個別資料に関する規定 (2.19) を含む。

①2.0 Purpose and Scope

②2.1 Basis for Identification of the Resource 2.2 Sources of Information

③2.3 Title 2.4 Statement of Responsibility 2.5 Edition Statement 2.6 Numbering of Serials

2.7 Production Statement 2.8 Publication Statement 2.9 Distribution Statement

2.10 Manufacture Statement 2.11 Copyright Date 2.12 Series Statement 2.13 Mode of

Issuance 2.14 Frequency 2.15 Identifier for the Manifestation 2.16 Preferred Citation

2.17 Custodial History 2.18 Immediate Source of Acquisition 2.19 Identifier for the Item

2.20 Note

筆者は、かつて本章 (当時も第2章) は転記事項に関わる章であると述べたが⁵⁾、今回の案を見ると、それが主ではあるものの2.13以下は異なる。また2.19は個別資料に関する項目である。

資料の識別の基盤 (2.1) と情報源 (2.2) が、それぞれ全体記述・部分記述別に規定された。やや詳細に要約してみる。

2.1 資料の識別の基盤

2.1.2 全体記述

- ・単一の単位で構成される資料 (例: 冊子体印刷資料 1 冊) - 資料全体を特定できる情報源を一つ選択する。資料全体を特定できる情報源が存在しない場合は、個別の内容を特定できる情報源を集めて、集合的情報源とみなす。
- ・複数の単位で構成される資料 (例: 逐次刊行物) - 初巻または初号を同定できる情報源など。
- ・更新資料 - 資料全体の最新の状態を同定できる情報源。

2.1.3 部分記述

- ・単一の部分 (例: 雑誌の一記事、1 巻に含まれる3話のうちの1話、多巻ものの1冊、独自のタイトルをもつ専門誌の1巻) - その部分を同定できる情報源。

- ・複数の部分（例：多巻もののうちの2巻で1つのタイトルを構成）－2.1.2.3に従う。
- ・更新資料（例：セットもののルーズリーフ資料の1冊、セクションごとに更新されるWebの一部）－その部分の最新の状態を同定できる情報源。

2.2 情報源

2.2.2 優先情報源（優先的に選択する情報源）

- ・一般的指針－資料の一部を形成する source を、記述のタイプと資料の表現フォーマットに応じて適切な優先情報源として使用する（2.2.2.1）。
- ・具体的には、全資料を①1以上のページ・枚・シート・カードから成る資料（またはその画像）、②動画資料、③その他の資料に三分して規定する（2.2.2.2/2.2.2.4）。
- ・複数の優先情報源がある場合は、原則として最初に現れる情報源による（2.2.3）。
- ・必要な情報が資料自身から得られない場合は、付属資料などから得る（2.2.4）。
総合タイトルのない資料－各部分の本タイトルを出現順に記録する。別法：目録作成機関が *devised title* を与える（2.3.2.9）。

2.4.1.5 責任表示が2以上の名から成る（naming more than one person, etc.）場合は、その中で役割の異同と関係なく、単一の表示として記録する。別法（optional omission）として、単一の責任表示が4以上の同一の役割または同一の程度の責任を有する名から成る場合は、各グループの最初を除いてすべて省略する。例：Roger Colbourne [and six others]

2.5 AACR2での版エリア edition area が版表示 edition statement という表現へ、版表示が版指示 designation of edition という表現へ変更された。

2.7/2.11 従来の出版・頒布系の項目では、制作表示（production statement）、出版表示（publication s.）、頒布表示（distribution s.）、製作表示（manufacture s.）、出版登録年が、相互に対等のエレメントである。

- ・転記した出版者名が虚構であることが知られているか明確にする必要があるときは、注記する（2.8.4.3）。AACR2では付記する。
- ・制作年と製作年の相違が注目される。非刊行形態のときは制作年を記録する。両者を原文で比較してみよう（下線筆者）。

制作年－A date of production is a date associated with the inscription, fabrication, construction, etc., of a resource in an unpublished form. (2.7.6.1)

製作年－A date of manufacture is a date associated with the printing, duplicating, casting, etc., of a resource in a published form. (2.10.6.1)。

- ・著作権登録年は、©やcopyrightなどの後に記録する（2.11）。
- ・出版年不明のときは、頒布年、著作権登録年、製作年の優先順位で代替の年を記録する。近似した年も決定できないときは *date of publication not identified*と記録する（2.8.6.6）。

3. 第3章 キャリアの記述

内容は次ページのように5部分より成る。第4部分(3.21)は個別資料に関する規定である。

本章は目録規則の構築上、注目に値する章である。なぜならばAACR2第I部における、主として資料の物理的形態による章立てがRDAで廃止された影響を最も強く受けるのが、

形態に関する事項だからである（影響を最も受ける他の一つである、情報源に関する規定は、既述のように情報源を資料自体とすることによって簡素化が可能となった）。本章の代表的な要素である量と大きさについて見てみよう。

- ①3.0 Purpose and scope 3.1 General guidelines on describing carriers
- ②3.2 Media type 3.3 Carrier type
- ③3.4 Extent 3.5 Dimensions 3.6 Base material 3.7 Applied material 3.8 Mount
3.9 Production method 3.10 Generation 3.11 Layout 3.12 Book format 3.13 Font size
3.14 Polarity 3.15 Reduction ratio 3.16 Sound characteristics 3.17 Projection characteristics of motion picture film 3.18 Video characteristics 3.19 Digital file characteristics 3.20 Equipment and system requirements
- ④3.21 Item-specific carrier characteristics
- ⑤3.22 Note

量は、原則としてユニット数とキャリア種別の組み合わせにより表現する(3.4)。ただし、地図・楽譜・静止画・テキスト・三次元資料については別途に規定する。大きさは、キャリア種別とはやや異なる区分により規定し、地図と静止画は別途に規定する(3.5)。例外にやや比重がかかっている難はあるが、よくこの程度に再構成したと言ってよいであろう。

量と大きさ以外のエレメントについては、3.6/3.20 で多種のエレメントを列挙している。随所に長ささまざまな用語のリストを用意しそこから選択させるのだが、この方式は本章だけでなく RDA 全体にわたる特色とってよい。base material (例: parchment) と applied material (例: pastel) は、AACR2 第4章(手稿)の規定中の単語や例示からエレメント化したものだが、やはり表から選ぶ。なお3.20は電子資料に限定されない。

以上の規定に先立って、2以上の種類のキャリアから成る資料は3方式から選択するとの条項がある(3.1.4.1/4.3)。なお、個別資料に関する規定の3.21の例示から一つ引用してみる。Library's copy has errata sheets inserted

メディア種別(3.2)とキャリア種別(3.3)については旧論に譲る⁶⁾。

4. 第4章 取得とアクセス情報の提供

非書誌的事項を扱う。内容は次のようである。Uniform Resource Locator (URL) が新しい。

- ①4.0 Purpose and scope 4.1 General guidelines on acquisition and access
- ②4.2 Terms of availability 4.3 Contact information 4.4 Restrictions on access 4.5 Restrictions on use 4.6 Uniform Resource Locator

Ⅲ. セクション2：著作および表現形の属性の記録、セクション3：個人・家族・団体の属性の記録

これらのセクションに関わる旧案は、2007年12月に公開されたばかりで1年にも満たないが、それにしては変化が大きい。説明の便宜上、第5、10、9、11、6、7章の順に記す(第8章の紹介は省略)。

1. 第5章 著作と表現形の属性の記録に関する一般的指針

AACR2における標目と参照は、各々優先アクセスポイントと異形アクセスポイントと改称され、さらに前者は、全体草案公開後、RDA 開発合同運営委員会 Joint Steering Committee for Development of RDA (以下 JSC) の本年3月の定例会議で、典拠形アクセスポイント (authorized access point) と変更された⁷⁾。リソースと同じように、著作 (work) と表現形 (expression) も個別の実体だけでなく、「集合的実体や構成体をも含む。」(5.1)

5.7/5.9はカタログガー向けの条項である。MARC21 から取り入れて、fully established、provisional、preliminaryの別を記録する(5.7 識別の状態)。「カタログガーの注記 (Cataloguer's Notes)」(5.9)は、本章など指針に関する4つの章に存在し、目録作業を補助する注記である。例: Not to be confused with the quarterly journal of the same title issued by the same publisher

2. 第10章 家族の識別

RDA が家族の形に関する章を新設した意義への筆者の考察は、既に述べた⁸⁾。また具体例の一部は次のようである。Pahlavi (Dynasty : 1925-1979)、Yan (Family : China)

さて、第6、9-11章は、共通の構造をもつ。これを最も簡単な第10章で解明してみよう(下の表を参照)。大きく次の3つの部分から成る。①家族の名称、②それへの付加要素、③名称と付加要素による優先アクセスポイントの合成、である。①はさらに優先する名称と異形の名称に分かれ、②は優先アクセスポイントと典拠レコードの双方に属する要素、および専ら典拠レコードに属する要素(枠で囲んだもの)に分かれる。③は優先アクセスポイントと異形アクセスポイントに分かれる。2007年12月案では逆に③②①の順であった。作業過程に合わせたのであろう。

① 10.2 Name of the Family

10.2.2 Preferred Name for the Family 10.2.3 Variant Name for the Family

② 10.3/10.9 Other Identifying Attributes

10.3 Type of Family (注: 10.10.1.2を参照) 10.4 Date Associated with the Family (10.10.1.3を参照) 10.5 Place Associated with the Family (10.10.1.4を参照) 10.6 Prominent Member of the Family (10.10.1.5を参照) 10.7 Hereditary Title 10.8 Family History 10.9 Identifier for the Family

③ 10.10 Constructing Access Points to Represent Families

10.10.1 Preferred Access Point Representing a Family

[=Preferred Name for the Family + additions]

<10.10.1.2/1.5 Additions to Access Points Representing Families>

10.10.1.2 Type of Family 10.10.1.3 Date Associated with the Family 10.10.1.4 Place Associated with the Family 10.10.1.5 Prominent Member of the Family

10.10.2 Variant Access Point Representing a Family

この構成から読み取れることは、RDA は従来のどの目録規則とも異なって、書誌レコードと典拠レコードの双方をその範囲とする目録規則である、ということである。これこそ RDA の最大の特徴という見方もできるだろう。それにもかかわらず、この点が RDA 第 0 章のどこにも言及されていないのは不可解である。

3. 第9章 個人の識別

第10章に準じて表にしてみよう。

②9.2 Name of the Person

9.2.2 Preferred Name for the Person 9.2.3 Variant Name for the Person

②9.3/9.18 [Other Identifying Attributes]

9.3 Date Associated with the Person (注：9.19.1.3と9.19.1.5を参照) 9.4 Title of the Person (9.19.1.2を参照) 9.5 Fuller Form of Name (9.19.1.4を参照) 9.6 Other Designation Associated with the Person (9.19.1.2を参照) 9.7 **Gender** 9.8 **Place of Birth** 9.9 **Place of Death** 9.10 **Country Associated with the Person** 9.11 **Place of Residence** 9.12 **Address of the Person** 9.13 **Affiliation** 9.14 **Language of the Person** 9.15 Field of Activity of the Person (9.19.1.7を参照) 9.16 Profession or Occupation (9.19.1.6を参照) 9.17 **Biographical Information** 9.18 **Identifier for the Person**

③9.19 Constructing Access Points to Represent Persons

9.19.1 Preferred Access Point Representing a Person

[=Preferred Name for the Person + additions]

<9.19.1.2/1.7 [Additions to Access Points Representing Persons]>

9.19.1.2 Title or Other Designation Associated with the Person 9.19.1.3 Date of Birth and/or Death 9.19.1.4 Fuller Form of Name 9.19.1.5 Period of Activity 9.19.1.6 Profession or Occupation 9.19.1.7 Field of Activity of the Person

9.19.2 Variant Access Point Representing a Person

ちなみに、前置語を有する姓名のどの部分からを姓とみなすか、との規定中に、AACR2では記入語 (entry word) という我々非英語圏の者にはわかりにくい用語が使用されていて、新しい国際目録原則の案でも続いていた。日本図書館協会目録委員会は、この語を first word と変更するよう申し入れ承認された。RDAのGlossaryにも登場しない。一步前進と言えるだろう。

4. 第11章 団体の識別

やはり第10章に準じて表にしてみよう (次ページを参照)。

以上、もっぱら各章の構造の分析に終始したが、個人と団体の形に関する第9および11章の具体的な内容はAACR2の第22および24章と大差ないようである。それは、AACR2で確立され、さらに同 1988年版で洗練された両章の完成度の高さを物語るものと言える。

① 11.2 Name of the Corporate Body

11.2.2 Preferred Name for the Corporate Body 11.2.3 Variant Name for the Corporate Body

② 11.3/11.11 [Other Identifying Attributes]

11.3 Place Associated with the Corporate Body (注：11.12.1.3を参照) 11.4 Date Associated with the Corporate Body (11.12.1.5を参照) 11.5 Associated Institution (11.12.1.4を参照)
11.6 Other Designation Associated with the Corporate Body (11.12.1.7を参照) 11.7 Language of the Corporate Body 11.8 Address of the Corporate Body 11.9 Field of Activity of the Corporate Body 11.10 Corporate History 11.11 Identifier for the Corporate Body

③ 11.12 Constructing Access Points to Represent Corporate Bodies

11.12.1 Preferred Access Point Representing a Corporate Body

[=Preferred Name for the Corporate Body + additions]

< 11.12.1.2/1.8 [Additions to Access Points Representing Corporate bodies] >

11.12.1.2 Addition to a Name not Conveying the Idea of a Corporate Body 11.12.1.3 Place Associated with the Body 11.12.1.4 Associated Institution 11.12.1.5 Date Associated with the Body 11.12.1.6 Type of Jurisdiction 11.12.1.7 Other Designation Associated with the Body 11.12.1.8 Number, Date, and Location of a Conference, etc.

11.12.2 Variant Access Point Representing a Corporate Body

ちなみに、第16章（地名の識別）も次のように3部構成となっている。

① 16.2 Name of the Place

16.2.2 Preferred Name for the Place 16.2.3 Variant Name for the Place

② 16.3/16.5 [Other Identifying Attributes]

16.3 Coordinates 16.4 Other Geographical Information 16.5 Identifier for the Place

③ 16.6 Constructing Access Points to Represent Places

16.6.1 Preferred Access Point for the Place 16.6.2 Variant Access Point for the Place

5. 第6章 著作と表現形の識別

本章の構成は、基本は上記の諸章と同じでも全体は複雑である。範囲が著作・表現形の双方にわたり、かつ著作・表現形を表現する優先アクセスポイントは、後ろに付加要素が伴い、前に著作に責任をもつ個人等に対する優先アクセスポイントが冠されるからである。

① 6.2 Title of the Work

6.2.2 Preferred Title for the Work 6.2.3 Variant Title for the Work

② [6.3/6.14] Other Identifying Attributes

< 著作 >

6.3 Form of Work (注：6.27.1.9 a)を参照) 6.4 Date of Work (6.27.1.9 b) を参照) 6.5 Place of Origin of the Work (6.27.1.9 c) を参照) 6.6 Other Distinguishing Characteristic of the Work (6.27.1.9 d) を参照) 6.7 Original Language of the Work 6.8 History of the Work 6.9 Identifier for the Work

<表現形>

6.10 Content Type (6.27.3 a)を参照) 6.11 Date of Expression (6.27.3 b) を参照) 6.12 Language of Expression (6.27.3 c) を参照) 6.13 Other Distinguishing Characteristic of the Expression (6.27.3 d) を参照) 6.14 Identifier for the Expression
6.15/6.26 [音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達]

③ 6.27 Constructing Access Points to Represent Works and Expressions

<著作>

6.27.1 Preferred Access Point Representing a Work

[=preferred access point representing the person, family or corporate body + preferred title for the work + additions]

6.27.1.1/1.8 [優先タイトルに冠する、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する優先アクセスポイントの選択]

6.27.1.1 General Guidelines on Constructing Preferred Access Points Representing Works

6.27.1.2 Works Created by One Person, Family, or Corporate Body 6.27.1.3 Collaborative

Works 6.27.1.4 Compilations of Works by Different Persons, Families, or Corporate Bodies

6.27.1.5 Adaptations and Revisions 6.27.1.6 Commentary, Annotations, Illustrative Content,

etc., Added to a Previously Existing Work 6.27.1.7 Different Identities for an Individual

Responsible for a Work 6.27.1.8 Works of Uncertain or Unknown Origin

6.27.1.9 Additions to Access Points Representing Works

a) a term indicating the form of work b) the date of the work c) the place of origin of the work

and/or d) a term indicating another distinguishing characteristic of the work

6.27.2 Preferred Access Point Representing a Part or Parts of a Work

<表現形>

6.27.3 Preferred Access Point Representing an Expression

a) a term indicating content type b) the date of the expression c) a term indicating the language

of the expression **and/or** d) a term indicating another distinguishing characteristic of the

expression (注: Preferred Access Point Representing a Workに付加)

6.27.4 Variant Access Point Representing a Work or Expression

6.28/6.31 [音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達]

6.27.1.1/1.8はAACR2 第21章を継承する。1.2から1.8を訳すと、次のようになる。

- ① 1個人・家族・団体により創造された著作
- ② 協力による著作
- ③ 異なる個人・家族・団体による諸著作の編纂もの
- ④ 改作および改訂著作
- ⑤ 既に存在する著作に付加された注釈・説明的な内容などの著作
- ⑥ ある著作に責任を有する個人の様々なアイデンティティ
- ⑦ 起源が不確定または不明な著作

2007年12月案中の6.1.1.1/6.1.1.6に挙げられていたものに⑥が追加された。これは既に

AACR2に存在する。

この部分には問題が多い。まず上掲の表において筆者が仮に「優先タイトルに冠する、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する優先アクセスポイント」と角括弧内に記した語句になぜ固有の用語を当てないのであろうか。この語句は、取りも直さず旧来の main entry あるいはRDAの一連の案のある時期まで存在したprimary access pointに相当するが、これらの語への反発の強さに怯んでの現象であるとするれば残念である。

また筆者は、旧論で次のように批判した。

[第2] カテゴリーには、動画像と逐次刊行物の優先アクセスポイントは優先タイトルのみで構成する、との例外規定がある。これは到底承服しがたい。基本記入の決定に著作の種類を持ち込むのはAACR1以前に逆行するものである。第3カテゴリーでは、編纂者が著者とみなせない場合は、優先アクセスポイントを優先タイトルのみで構成するとの規定があるが、編纂者が著者か否か判断しにくいケースが多いと推測され適用困難であろう。編纂者を常に著者とみなさないとするAACR2の方針を維持すべきである⁹⁾。

指摘のうち全体草案で改善されたのは、逐次刊行物の例外扱いの除去のみである。だが動画像といえども映写機の小型化によって個人製作の映画などいくらかでも存在し、その場合著者性は自明であって何ら例外視する必要はないではないか。

団体に対する優先アクセスポイントの選択に関する規定（AACR2では第21章）が、実質的に第19章に位置するのは、この重要性に照らして適切ではなく本章に含めるべきである。批判は以上である。

③において、総合タイトルを欠く場合は、内容著作ごとに別々のアクセスポイントを付与する。ただし、総合タイトルを作成してもよいとする（6.27.1.4）。

さて、全体のタイトルと部分のタイトルをもつ著作の、部分のみを対象とする場合は、部分のタイトルのみを優先タイトルとする（6.27.2）。2007年12月案では全体のタイトルと部分のタイトルを組み合わせる案だったが¹⁰⁾、結局AACR2の25.6に復帰した。ただし、逐次刊行物の部編名や、聖典中の部分のタイトルは、全体のタイトルと部分のタイトルを組み合わせる。

ところで、表現形を表現する優先アクセスポイントは、著作を表現する優先アクセスポイントに表現形のエレメントを付加して作成する。

例：Brunhoff, Jean de, 1899-1937. Babar en famille. [ここまでが著作を表現する優先アクセスポイント。以下は表現形のエレメント] English. Spoken word（6.27.3）

なお、Bible. German. Luther. 1534のようにAACR2の統一タイトルを生かした例示もある（6.30.3.2）。

内容種別（6.10）については旧論に譲る¹¹⁾。

6. 第7章 内容の記述

「内容の記述」（Describing Content）とは奇異な表現に感じられる。そこでGlossaryの

descriptionの項を見ると“A set of data recording and identifying an entity.”と定義されていて、RDAでのこの語の意味が旧来の通念から大きく隔たっていることが知られる。

- ①7.0 Purpose and scope 7.1 General guidelines on describing content 7.2 Nature of the content 7.3 Coverage of the content 7.4 Coordinates of cartographic content 7.5 Equinox 7.6 Epoch 7.7 Intended audience 7.8 System of organization 7.9 Dissertation or thesis information
- ②7.10 Summarization of the content 7.11 Place and date of capture 7.12 Language of the content 7.13 Form of notation 7.14 Accessibility content 7.15 Illustrative content 7.16 Supplementary content 7.17 Colour content 7.18 Sound content 7.19 Aspect ratio 7.20 Format of notated music 7.21 Medium of performance of musical content 7.22 Duration 7.23 Performer, narrator, and/or presenter 7.24 Artistic and/or technical credit 7.25 Scale 7.26 Projection of cartographic content 7.27 Other details of cartographic content 7.28 Award

この章はAACR2における注記等のエレメント化が顕著である。概観すれば、7.9までが著作に関するエレメント、以後は表現形に関するエレメントと言えるが、必ずしもそのように割り切れないものもある。AACR2などと対比してみる。

①7.2 内容の性質←AACR2の注記、7.7 対象者←AACR2の注記、7.9 博士論文と学位論文←AACR2の1.7B3。

②7.10 内容の要約←AACR2の注記、7.12 内容の言語←AACR2の注記、7.16 補遺の内容←AACR2の2.7B18、7.17 色の内容←RDA前草案第3章から移動、7.23 演奏・演技者、ナレーター、司会者←AACR2の注記、7.24 芸術的・技術的クレジット←AACR2の7.7B6。

なお、2005年12月の初案にあった内容細目（Contents list）が、全体・部分の関連として記録することになった点は旧論で触れたが¹²⁾、これに関して気がかりなのは、この関連がコア・エレメントでなく、内容細目を記録しないでも済まされることである（VI3を参照）。

IV. セクション5-9：[実体間の関連の記録]

実体間の関連の記録については、これまで2006年6月、2007年6月、同年12月の各案に登場した。以下では付録のI、J、Kと併せて取り上げる。

1. セクション5：著作・表現形・体现形・個別資料の間の主要な関連の記録（第17章）
 - ・17.3 コア・エレメント—複数の著作（表現形）が当該体现形に具体化されているときには、主要なまたは最初の著作（表現形）に関する関連のみをコア・エレメントとする。
 - ・17.4.1 範囲—著作と表現形、表現形と体现形、体现形と個別資料の各関連のほか、表現形を介さない著作と体现形の関連の記録も可とされている。表現形が特定しにくいという実情を踏まえた現実的な規定である。
 - ・17.4.2.1/4.2.3で、主要な関連を記録する方式について、次の3種を規定している。

①関連先の著作・表現形・体現形・個別資料(以下「WEMI」と略)の識別子

例：ISBN 978-1-59688-083-2

②関連先の著作または表現形を表現する優先アクセスポイント

例：United States. Constitution of the United States. Lao

③記述の合成（下線は筆者）

例：Beethoven, Ludwig van, 1770-1827. Sonatas, violin, piano, no. 2, op. 12, no. 2, A major.
Allegro piacevole; arranged
Divertimento, op. 12, no. 2 / L. van Beethoven ; transcribed for woodwind by George J.
Trinkaus. — New York : M. Witmark & Sons, ©1933. — Arranged for flute, oboe,
clarinet, horn, and bassoon

・17.5/17.12では、関連先と関連元の規定と例示が、次のように対応している。

17.5	Expression of Work	←→	17.6	Work Expressed
17.7	Manifestation of Work	←→	17.8	Work Manifested
17.9	Manifestation of Expression	←→	17.10	Expression Manifested
17.11	Item of Manifestation	←→	17.12	Manifestation Exemplified

2. セクション6：資料と個人・家族・団体との関連の記録（第18-22章）

第18章でコア・エレメントとして、creator（複数のときは主要なものまたは最初のもののみ）、およびcreator以外の著作と結びついた個人・家族・団体（著作を表現する優先アクセスポイントを構成する場合）を規定する（18.3）。なお、記録方式に関する規定は未整備と思われるため紹介を省く。

第19章「著作と結びついた個人・家族・団体」は、個人・家族・団体をcreator（19.2）とそれ以外（19.3）に二分して規定している。creatorは、従来の基本記入標目、およびそれと対等に内容に関して第一次的に責任を有する共著者などを包括している。creator以外とは被献呈者などである。第20章「表現形と結びついた個人・家族・団体」はcontributorのみを、第21章「体現形と結びついた個人・家族・団体」では、producer、publisher、distributor、manufacturer、その他を、第22章「個別資料と結びついた個人・家族・団体」では、owner、custodian、その他を規定する。

そして、付録Iで、資料とその資料に結びついた個人・家族・団体の間の関連に関する関連指示子を列挙する。これはAACR2の 21.0D designation of function（4種）を展開したものと見られる。複数使用しても良い（18.5.1.3）。

①著作と結びついた個人・家族・団体（I.2）

本文（19.2/19.3）に対応して、creatorに関する役割指示子（I.2.1）とそれ以外の個人・家族・団体に関する役割指示子（I.2.2）に二分され、前者としてauthorなどが、後者としてhonouree（例：記念論文集の被記念者）などが列挙されている。

②表現形と結びついた個人・家族・団体（I.3）

本文（20.2）に対応し、contributorに関する役割指示子としてeditorなどが列挙されている。

③ 表現形と結びついた個人・家族・団体 (I.4)

本文の区分 (21.2/6) と一致しない。区分とその例を一つずつ示す。manufacturer (例: *book designer*)、publisher (例: *broadcaster*)、distributor (例: *film distributor*)。

④ 個別資料と結びついた個人・家族・団体 (I.5)

本文の区分 (22.2/4) と一致しない。区分とその例を一つずつ示す。owner (例: *current owner*)、その他 (例: *binder*)。

3. セクション8: 著作・表現形・表現形・個別資料の間の関連の記録 (第24-28章)

セクションのタイトルの表現は不十分であり、第25-28章は、それぞれ著作相互・表現形相互・表現形相互・個別資料相互の関連について規定する。セクション5が縦の関連を扱うのと対照的に横の関連を扱う。コア・エレメントがない点も対照的である。

記録方式は、以下のとおりである (24.4.1/4.3)。一関連するWEMIに対する識別子 (ISBN など)、関連する著作・表現形を表現する優先アクセスポイント、関連するWEMIの記述 (構造記述と非構造記述)。構造記述と非構造記述の例は、それぞれ次のようである。*Facsimile of: 2nd edition, revised.—London: Routledge, 1877, Filmed with three other titles*

・付録J—WEMIの間の関連に関する関連指示子。第25-28章に対応しかつ本文以上に細分している。

① ある著作と関連する著作 (J.2) — 派生 (例: *digest of (work)*)、記述 (例: *commentary on (work)*)、全体・部分 (例: *in series (work)*)、付随 (例: *appendix (work)*)、連続 (例: *continues (work)*)

② ある表現形と関連する表現形 (J.3) — 派生、記述、全体・部分、付随、連続

③ ある表現形と関連する表現形 (J.4) — 等価 (例: *reprint of*)、記述、全体・部分、付随

④ ある個別資料と関連する個別資料 (J.5) — 等価、記述、全体・部分、付随

著作と表現形に等価の関連がなく、表現形と個別資料に派生の関連と連続の関連がないことに注意されたい。

表現形間の全体・部分の関連が、NCRの書誌階層構造に当たると推測される。

Contained in: Understanding our environment / NSTA. — Arlington, VA: National Science Teachers Association, ©1995

Contains: v. 1. Status, distribution, and taxonomy (xvii, 848 pages: 1 map) — v. 2. Field guide (xvii, 740 pages, 96 leaves of plates: illustrations (some coloured), maps (1 coloured))

4. セクション9: 個人・家族・団体の間の関連の記録 (第29-32章)

同一個人の本名と筆名の間関連や、同一団体の新旧名称の間関連などを含む。やはりコア・エレメントはない。

付録Kが、個人・家族・団体の間の関連に関する関連指示子を列挙している。例: *alternate identity*、*real identity*、*predecessor*、*successor*

V. その他

1. 付録

- I、J、K は既に紹介した。ほかに注目されるものを示す。
- D. 記述データのためのレコード構文－ISBD 統合予備版・MARC 21（書誌）・ダブリンコアと RDA との対照表（一部未完）。AACR2 第 13 章の IN 分出を含む。
- E. アクセスポイント管理のためのレコード構文－AACR2・MARC 21（典拠）と RDA との対照表。
- F. 個人名に対する付加的指示－AACR2 の 22.21/22.28「特定言語の名前のための特別規則」などから成る。
- M. 完全な例示－書誌レコードの例が 33 ページなのに対して、典拠レコードの例は 73 ページにおよぶ。この点からも、RDA が書誌レコードと典拠レコードの双方をその範囲とする目録規則であることが分かる。ここで改めて確認すると、典拠レコードの対象は、個人、家族、団体、著作、表現形である。

2. 用語集

RDAにかかわるエレメント、サブエレメント、エレメント・サブタイプをすべて収録する一方で、まだ本文中のリスト上の用語の全てを含めていない¹³⁾。筆者として煩わしく感ずるのは、用語集で定義されている語の一部が本文で繰り返し説明されている点で、いたずらにページ数を増やす結果を招いている。

注

- 1) American Library Association et al. RDA: Constituency Review. 2008.
<<http://www.rdaonline.org/constituencyreview>> (accessed 2009-08-31)
- 2) JSC. RDA: Resource Description and Access Sections 2-4, 9. 2007.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-sec2349.pdf>> (accessed 2009-08-31)
- 3) 古川肇「動向レビュー：RDA全体草案とその前後」『カレントアウェアネス』299 2009 p.17-19
<<http://current.ndl.go.jp/ca1686>> (accessed 2009-08-31)
- 4) RDA Database Implementation Scenarios. 2007. 5p. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5editor2.pdf>> (accessed 2009-08-31)
- 5) 古川肇「未来の記述規則－AACR3第 I 部案からRDA第 I 部案へ」『資料組織化研究』52 2006 p.7
- 6) 古川肇「未来の書誌レコードに関する規則（続）－メタデータ・スキーマとの調整へ」『資料組織化研究』54 2008 p.18-19
- 7) Attig, John. Report on the Meeting of the Joint Steering Committee. 2009.
<http://www.personal.psu.edu/jxa16/blogs/resource_description_and_access_ala_rep_notes/2009/03/report-on-the-meeting-of-the-joint-steering-committee.htm> (accessed 2009-08-31) [AttigはJSC委員]

- 8) 古川肇「未来のアクセスポイントに関する規則 –構造の再構築へー」『資料組織化研究-e』56 2008 p.18
<<http://ojs.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS>> (accessed 2009-08-31)
- 9) 同上 p.17
- 10)同上 p.6
- 11)注6 p.20-21
- 12)同上 p.24
- 13)RDA: Resource Description and Access – Constituency Review of Full Draft. 2008. p.8.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-fulldraft-cover.pdf>> (accessed 2009-08-31) エレメント等については、次の文献を参照。古川肇「未来の書誌レコードに関する規則（続） –メタデータ・スキーマとの調整へー」『資料組織化研究』54 2008 p.16

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2009年9月2日受理)

訂正

筆者の旧論に関して、次の誤りがありました。ここに訂正いたします。

- ・『資料組織化研究』54 「未来の書誌レコードに関する規則（続）」
18ページ下から4行目、19ページ下から11行目、20ページ下から7行目
unspecifid → unspecified
- ・『資料組織化研究-e』56 「未来のアクセスポイントに関する規則」
17ページ5行目
Management of & → Management of ...
17ページ20行目
正 → ただし
18ページ12行目
独別 → 独立